

浦 監 第 334 号
令和 4 年 12 月 2 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

浦安市職員措置請求に基づく監査の結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 4 日に提出された浦安市職員措置請求について同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求に係る監査の結果

第1 請求人

浦安市職員措置請求の請求人は、次のとおりである。

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

令和4年10月4日、浦安市監査委員に対し、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき浦安市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)が提出され、令和4年10月7日付けで本措置請求書を受理した。

なお、受理後の令和4年10月11日に請求人より、措置請求書及び事実証明書の一部について、以下のとおり補正の申し出があった。

- ・浦安市職員措置請求書

返還額について「4,761,600円」から「4,608,000円」へ

- ・事実証明書

芝生内人力除草の単価について「186円/m²」から「180円/m²」

返還額について「4,761,600円」から「4,608,000円」へ

申し出のあった事項については、請求時の要件審査の範囲ではあるが、受理に影響はないことから受理日については変更なしとした。

第3 請求の要旨

1 措置を求める理由

浦安市長(以下「市長」という。)が、浦安公園の芝生の植栽管理のため業務委託契約を締結し、公金を支出していることについて、契約では年4回の「芝生内人力除草」が明記されているが、契約で定められた芝生内の人力除草作業が履行されなかった状況にも関わらず、公金を支出したことは、不当である。

業務不履行相当分として、金4,608,000円を市長が市に返還することを請求する。

(添付書類)

事実証明・「業務委託契約書（表紙）」2021. 4. 21

- ・ 支出命令書「浦安公園他 1 植栽管理業務委託」
HN332100492（2021. 10. 15）の写し
- ・ 支出命令書「浦安公園他 1 植栽管理業務委託」
HN332101073（2022. 4. 8）の写し
- ・ 「業務委託契約書（表紙）」2022. 5. 13
- ・ 浦安公園他 1 植栽管理業務委託内訳書（2021）
- ・ 浦安公園他 1 植栽管理業務特記仕様書（2021）
- ・ 公園植栽管理業務委託仕様書
- ・ 浦安公園他 1 植栽管理業務委託内訳書（2022）
- ・ 浦安公園他 1 植栽管理業務特記仕様書（2022）
- ・ 浦安公園 第 3 回除草作業写真（2021. 9. 25 撮影）

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

浦安市職員措置請求書に記載されている事項を証する書面並びに請求人の陳述内容から、次の事項について監査を実施した。

令和 3 年 4 月 21 日に締結した、「浦安公園他 1 植栽管理業務委託契約」における支払いについて、「浦安公園他 1 植栽管理業務委託特記仕様書」に定められた「芝生内人力除草（年 4 回）」作業が履行されていない状況にも関わらず支払われた公金の不適正な支出であるのかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

都市整備部 みどり公園課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和 4 年 10 月 20 日に市の関係職員の立会いのもと、請求人から請求内容についての補足説明が行われた。

また、請求人から、次のような新たな証拠の提出があった。

(提出された書類)

- ・浦安公園に関する質問に対する回答 (2021. 10. 4)
- ・本件業務委託の作業計画書の一部「8. 作業方法 (2021)」
- ・雑草の特異な繁茂状況写真 (2020. 9. 24 撮影)
- ・公園除草完了日一覧
- ・公園植栽管理業務委託仕様書 (2021)
- ・浦安市議会議事録 (都市経済常任委員会 2021. 10. 26)
- ・本件検査調書 (2021. 8. 25, 2022. 3. 16)
- ・芝生内人力除草報告写真 (2021 年度第 3 回目)
- ・本件出来形数量表 (完了分)
- ・本件設計単価の一部
- ・浦安公園の芝生の異常な雑草繁茂区画の拡大推移状況写真
(2021. 10. 20, 2022. 9. 8, 2022. 9. 14 撮影)
- ・浦安市公文書不開示決定通知書 (浦み第 626 号 2022. 10. 17)

4 監査対象部局への監査

令和 4 年 10 月 14 日から 11 月 1 日にかけて、監査対象部局に対し、措置請求書の内容に係わる事項について、文書照会による回答の提出を求めた。

また、事情聴取を行うとともに、措置請求書の内容に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

第 5 監査の実施内容

1 請求人の陳述

請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

(請求人からの陳述)

本件業務委託の契約金額は 19,800,000 円で、2 回に分けて支払われている。契約では、年 4 回の芝刈りと年 4 回の芝生内の人力除草を行うこととなっているが、履行されていない。芝生が消滅している部分がある。何割かはもう芝生がない状態である。

芝生がないところも含めて芝刈り、人力除草を行っているが、人力除草ではなく機械除草を行っている。ところが、芝刈り及び人力除草も全部設計どおり行ったという報告書が出され、これに基づいて支払いがされているのは不当な支出である。

2021 年と 2022 年の契約内容では、芝刈りの回数が 4 回から 5 回に変更されている。

芝生内の人力除草は8,235平米の対象だったものが、2,470平米に変更されている。ところが、芝生内の人力除草については、業務範囲内の芝生全てについて履行するとされている。2,470平米というのは、芝生広場の全体ではない。

芝生内人力除草について、「芝生内については機械での対応は適していない箇所のみ、人力除草を行うこととする」と変更されており、これは、2022年度はもう芝生内人力除草は行わないと言っているようなものだ。

当時の公園課長が2021年10月4日に提出した浦安公園に関わる質問の回答によると「雑草が繁茂している箇所については、全ての雑草を人力除草をすることは難しかったため、機械での除草となりました。今後再び雑草が繁茂した際も、人力除草と機械による芝刈りを行います。」となっている。したがって、芝生面の全面を人力除草するという契約は履行されていないということである。

また、受託事業者はこの雑草の繁茂について口頭及び書面にて報告するものと、仕様書で定められているが書面での報告が出ていない。

さらに、市議会の都市経済常任委員会で質疑があった、2020年度の浦安公園の芝生広場の芝生内人力除草については、都市整備部の次長は、仕様書「第9条検収」で立会いが義務づけられているにもかかわらず、「立ち会っていないが、報告書写真では仕様書どおりやっていると確認している。」と答弁しており、仕様書で定めている立会いを履行していないということを確認したことになる。

浦安公園の芝生広場に関する質問（令和3年10月4日）について、みどり公園課長は「雑草が繁茂している箇所については、全ての雑草を人力除草ということが難しかったため、機械による除草となりました。今後、再び雑草が繁茂した際も、人力除草と機械による芝刈りを行います。」と回答している。

これは、次長が事実と異なる虚偽答弁をしたことになる。

みどり公園課長が言う機械除草の実態は、仕様書の芝生内人力除草で禁止しているところの機械刈取り除草であり、雑草の根から引き抜く芝生内人力除草、伐根除草とは根本的に除草効果が異なる。したがって、手間もコストも大きく異なる。

2021年度の雑草の異常繁茂区画に関しては、乗用芝刈り機による雑草の刈取りが行われた。2021年9月25日に私が撮影したものに乗用芝刈り機が写っている。

芝生内人力除草が行われていないということは、みどり公園課長の回答にあるとおりである。

受託事業者が、2021年の報告書として提出した芝生人力除草作業報告写真は雑草異常繁茂区画を全く撮影せず、あたかも芝生広場の全面を芝生内人力除草したかのように報告している。これは事実を誤認させる悪質な虚偽報告である。

また、提出された作業写真は、撮影日、作業日が特定できない。これを問題とせずに受理した市は、年度をまたがる写真の使い回しがあっても、それを防止できないずさんな管理実態であるということ指摘せざるを得ない。

受託事業者は芝生内人力除草を設計数量どおり行わず、機械除草で代替作業をしていたにもかかわらず、芝生内人力除草を設計数量どおりに行ったという虚偽の出来高数量表を提出している。

2021年度の浦安公園に関わる植栽管理委託業務契約が不履行であったにもかかわらず、市長が公金を支出したことは不当であり、業務不履行相当分として、4,608,000円を市長は市に返還することを、監査委員が市長に勧告することを請求する。

2 事実の確認

本件監査に係る事実関係について、監査対象部局の説明を求めるなど確認した結果は、次のとおりである。

(1) 本件業務委託の履行の確認方法について

植栽管理業務委託の作業については、芝刈り、芝生内人力除草、低木内人力除草、低木刈込、高木剪定などがあり、履行確認については、近隣公園(※1)以上の公園は、工種ごとに作業終了の連絡を受託業者から受け、市監督員および受託業者の現場代理人または、主任技術者により双方立会いの下、確認を行っている。街区公園等については、職員による巡回や作業報告書による写真、日報などにより確認を行っている。

また、請求対象作業についての完了届、業務報告書類(作業記録写真)が提出され確認しており、芝生内人力除草作業(年4回)についての履行を確認している。

(※1) 近隣公園とは、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積が2haを標準とする公園をいう。

(2) 本件業務委託の令和4年度において「芝生内人力除草」の作業内容が一部変更された理由について

請求人はこの変更について、従前の契約不履行実態を追認する内容で、

従前の作業実態に合わせ令和4年度契約において設計を変更したと主張している。

令和4年度契約の仕様の変更は、下記の通りである。

| 芝生内 人力 除草 | | 令和3年度契約 | 令和4年度契約 |
|-----------------|------|-------------|--|
| | 対象面積 | | 8, 235 m ² |
| 特記仕様書 | | 除草回数は4回とする。 | 除草回数は年4回とする。 芝生内については、機械での対応が適していない個所のみ、人力除草を行うこと |

芝生内の除草については、人力や除草剤散布による除草などがあり、造成時の客土や目土のなかに雑草の種子が混入している場合があるため、造成後数年間（本市では3年程度）は雑草が生えやすい状態となることから、人力除草の頻度を高めることで、芝生の育成促進や管理の軽減につながるとされている。そのため、浦安公園および猫実街区公園の芝生についても、造成から令和3年度までは頻度を高め、全面的に人力除草を行ってきた。

令和4年度においては、浦安市緑化事業協同組合や令和3年度の受託業者から芝生の状態や今後の維持管理方法を聞き取り、芝生内人力除草の面積を減らし、機械での芝刈り回数を増やすことで雑草の繁茂を抑制に対応するものとしたために仕様を変更している。

芝生広場の面積を減らすということについては、雑草の面積を確認しているわけではないため、芝生広場全体について人力除草作業（抜根作業）を減らすということである。本件業務委託契約額は、千葉県積算基準や一般社団法人経済調査会発行の「公園・緑地の維持管理と積算」などをもとに設計しており、この変更については、芝生内人力除草の積算単価を用いての設計となるため、設計の際には、芝生広場全体について作業は行うが、設計上面積を減らし設計額を算出したことによるものであった。

- (3) 請求人が芝生面の全面を人力除草する契約が履行されなかったことを認めていると主張している、令和3年10月4日に提出された浦安公園に関する質問に対する当時の課長が「雑草が繁茂している個所については、すべての雑草を人力除草することは難しかったため、機械での除草となりました。今後、再び雑草が繁茂した際も、人力除草と芝刈りを行います。」と回

答したことについて

この回答は、令和4年9月27日に市議会議員とみどり公園課職員が浦安公園の雑草についての話し合いを現地にて行い、翌28日に市議会議員が話し合いの中で気付いたことをメールにより質問があり、その質問に対して10月4日にみどり公園課よりメールにて回答したものである。

この回答の「すべてを人力除草することが難しかった」とは、すべて抜く作業が物理的に（多すぎて）できないのではなく、すべてを抜根すると芝もなくなり、雑草を抜くことで芝もはがれ土がむき出しになってしまうため、協議した結果、芝生広場の雑草すべて抜根せず、人力除草と機械除草を行ったということで、今後再び雑草が繁茂した際にも機械除草を行った後、人力除草についても実施するが、すべての雑草の抜根をすることはないと回答したものである。

- (4) 請求人が主張している令和3年10月26日の浦安市議会の都市経済常任委員会における、令和2年度の浦安公園の芝生広場の芝生内人力除草の質疑で、「立ち会っていないが報告書写真で仕様書通りにやっていることを確認している」と次長が答弁したことは、仕様書に定める「立会」の不履行にあたるのかについて

この答弁は、都市経済常任委員より、市内全体の植栽管理の中で芝生の管理方法に関する質疑に対し、芝生は機械での芝刈りと人力での除草を行っており、植栽管理業務の履行確認については、大きな公園（近隣公園以上）は現場で確認を行い、その他については写真等で確認していると回答したものである。公園植栽管理業務委託仕様書第9条に掲げる、「中間検収、完了検収には原則として監督員立会いを必要とする。」としているのは、すべての履行場所での現場立会いが難しいことから、近隣公園以上の公園は現場立会いをし、街区公園等の小規模な公園については、職員による巡回や作業報告書による写真、日報などにより確認を行っている。

- (5) 「芝生内の『機械除草』の実態は、本件業務委託契約の仕様書『芝生内人力除草』において禁止している、『刈取除草』である」と請求人が主張していることについて

「刈取除草」とは、雑草を地上部で刈り取ることであり、本件業務委託契約の仕様では、芝生内人力除草は雑草を根より抜き取ることとし、雑草を地上部で刈り取る「刈取除草」は行わないものとしているものである。

芝生の管理においては、機械での除草を実施した後に残った雑草を人力により根より除草するものであり、その中で、各公園の芝生や雑草の状況

により受託業者と調整し、適正な植栽管理に努めている。

第6 監査の結果

1 主文

本請求には理由がないと判断し、棄却とする。

2 理由

請求人は、「浦安公園他1植栽管理業務委託」における、芝生内人力除草（年4回）について、契約で定められた人力除草が履行されなかった状況であるにも関わらず、公金を支出したことは不当であると主張している。

浦安公園の芝生内人力除草（年4回）作業については、各回の履行確認及び、請求対象作業について提出される完了届及び業務報告書類により履行の確認ができる。

請求人から、芝生内の雑草が刈取られ根が残っていることがわかる事実証明として「浦安公園 第3回除草作業写真（2021.9.25撮影）」が提出されているが、業務報告書の作業日報によると、本件業務委託の3回目の作業日は、請求人が事実証明の写真を撮影した令和3年9月25日から令和3年10月29日までの間、12回作業が実施されていた。

報告書の作業記録写真の作業日（撮影日）については、提出されたものは撮影日が特定できないものであったが、報告書の元データにより撮影日を確認することができた。

また、令和4年度の仕様の変更については、芝生管理における芝生の育成促進や管理の軽減につなげるための変更であり、「令和4年度契約において仕様の変更を行ったことは、従前の契約不履行実態を追認する内容」という請求人の主張は認められない。

浦安公園に関する質問の回答、浦安市議会での答弁についても、それぞれ、事実確認の結果、請求人の主張にはあたらない。

これらのことから、本件業務委託契約における公金の支出は不当な支出であるとは認められないと判断した。